

大気環境改善検討会設置要綱

	20 環 改 計 第 2 号
	平成 20 年 4 月 11 日
改正	28 環 改 計 第 417 号
	平成 28 年 12 月 1 日
改正	29 環 改 計 第 118 号
	平成 29 年 6 月 30 日
改正	04 環 改 計 第 466 号
	令和 5 年 4 月 1 日
改正	7 環 改 計 第 328 号
	令和 7 年 12 月 24 日

(設置目的)

第 1 条 都内の光化学オキシダント等の実態の調査、原因物質や生成メカニズムの解明及び削減対策等について、専門的な見地から学識経験者の意見を聴くため、大気環境改善検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会では、次の各号に掲げる事項について委員の意見を聴取する。

- 一 光化学オキシダント等の実態調査に関すること。
- 二 光化学オキシダント等の原因物質、発生源及び生成メカニズムの解明に関すること。
- 三 光化学オキシダント等の発生源別寄与割合及びシミュレーションに関すること。
- 四 光化学オキシダント等の削減対策に関すること。
- 五 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、学識経験者のうちから、環境局長が委嘱する委員 8 人以内をもって構成する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、

意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、座長が指名する。

4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。

5 副座長は、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、環境局長が招集する。

(開催方法)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、非公開情報が含まれる場合や、公開によって会議運営に著しい支障が生じると環境局長が判断した場合は、その部分について非公開とすることができる。

2 環境局長は、感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営が必要な場合など、必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする）ことができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(議事録及び会議資料)

第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分及び第7条第1項ただし書により非公開とした部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局環境改善部計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。